

国際的な意見発信に係る適正手続に関する内規

2022年7月7日
サステナビリティ基準委員会

(目的)

第1条 この規則は定款第67条第3項及び第71条第5項に基づき、サステナビリティ基準委員会（以下「委員会」という。）が国際的な意見発信を行うにあたって実施すべき適正手続を定めるものである。

(国際的な意見発信の方法)

第2条 本内規では、次の方法による意見発信に係る適正手続を定めている。採用した意見発信の方法がここで記載した意見発信の方法に直接該当しない場合には、最も類似していると考えられる方法に関する適正手続を準用することとする。

- (1) デュー・プロセス文書（ディスカッション・ペーパー、公開草案、情報要請等、一般からコメントが募集されているものをいう。）に対するコメント・レターの提出
- (2) リサーチ・ペーパー等の公表
- (3) 国際会議への文書の提出

(デュー・プロセス文書に対するコメント・レターの提出)

第3条 IFRS財団、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）又はIASB（国際会計基準審議会）から公表されたデュー・プロセス文書に対するコメント・レターの提出の可否について、次のとおりとする。

- (1) 主要なサステナビリティ開示基準に関するデュー・プロセス文書については、原則としてコメント・レターを提出する。
- (2) 範囲の限定的なサステナビリティ開示基準の改訂を含む、(1)以外のデュー・プロセス文書については、委員会においてコメント・レターの提出の可否を検討する。

第4条 IFRS財団、ISSB又はIASB以外の団体から公表されたデュー・プロセス文書に対して、必要と認められる場合には、コメント・レターを提出する。

第5条 前2条に従いデュー・プロセス文書に対してコメント・レターを提出する場合には、次の適正手続を遵守しなければならない。

- (1) 委員会名（他の団体との連名を含む。）でコメント・レターを提出するにあたっては、委員会においてコメント・レターの文案について審議を行い、了承を得る。

- (2) 必要と認められる場合には、関連する専門委員会においても、コメント・レターの文案等について検討を行う。
- (3) デュー・プロセス文書が取り扱っている内容に応じて、必要と認められる場合には、関連する市場関係者に対してアウトリーチ（意見聴取）を行う。

（リサーチ・ペーパー等の公表）

第6条 委員会名（他の団体との連名を含む。）でリサーチ・ペーパー等を公表する場合には、次の適正手続を遵守しなければならない。

- (1) リサーチ・ペーパー等の意見募集文書及び最終成果物を公表するにあたっては、委員会において、意見募集文書及び最終成果物の文案等について審議を行い、了承を得る。
- (2) 必要と認められる場合には、関連する専門委員会において、リサーチ・ペーパー等の文案等について検討を行う。
- (3) リサーチ・ペーパー等を最終化するうえで、必要と認められる場合には、広く一般から意見を募集する

（国際会議への文書の提出）

第7条 委員会名（他の団体との連名を含む。）で国際会議に文書を提出する場合には、次の適正手続を遵守しなければならない。

- (1) 国際会議に文書を提出するにあたっては、原則として、委員会において審議を行い、了承を得る。
- (2) 必要と認められる場合には、関連する専門委員会において、国際会議に提出する文書について検討を行う。
- (3) 必要と認められる場合には、関連する市場関係者に対してアウトリーチを行う。

（書面による審議）

第8条 第3条から第5条におけるコメント・レター、第6条におけるリサーチ・ペーパー等及び第7条における国際会議への文書（以下合わせて「コメント・レター等」という。）に関する審議について、書面により審議を行い、了承を得ることができるものとする。書面により審議を行い、了承を得た場合、コメント・レター等を提出した後、速やかに委員会に報告を行う。

（委員個人名による文書の公表及び提出）

第9条 委員会の委員が委員として個人名で文書を公表又は提出する場合、本内規は適用されない。ただし、その場合、当該文書において、当該文書は委員個人の見解を示すものであり、委員会としての見解を示すものではない旨を記載しなければならない。

附則

この取扱いは、2022年7月7日から実施する。